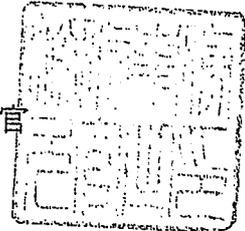


総行行第57号  
総行市第204号  
平成16年5月26日

各都道府県知事 殿

総務事務次官



地方自治法の一部を改正する法律及び市町村の合併の特例に関する  
法律の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号。以下「改正自治法」という。）及び市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第58号。以下「改正特例法」という。）は、平成16年5月26日に公布され、改正自治法については下記第1の7に掲げる日、改正特例法については下記第2の5(1)に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

## 記

### 第1 改正自治法に関する事項

#### 1 都道府県の申請に基づく都道府県合併の手續等の整備に関する事項

##### (1) 都道府県の境界にわたる市町村の設置に関する事項

この改正は、都道府県の境界にわたる市町村の新設合併について、編入合併と同様の規定の整備を行うものであり、改正点は以下のとおりであること。

- ① 都道府県の境界にわたって市町村の設置があったときは、都道府県の境界も、また、自ら変更するものとされたこと。（地方自治法（以下「自治法」という。）第6条第2項関係）
- ② 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合は、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が定めるものとされたこと。（自治法第7条第3項関係）
- ③ ②により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合においては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せて定めるものとされたこと。（自治法第7条第4項関係）

(2) 都道府県の申請に基づく都道府県合併に関する事項

この改正は、都道府県の自主的な発意による合併の途を開くことを目的としたものであり、具体的な手続は以下のとおりであること。

- ① 二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができるものとされたこと。(自治法第6条の2第1項関係)
- ② ①の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければならないものとされたこと。(自治法第6条の2第2項関係)
- ③ ①の申請は、総務大臣を経由して行うものとされたこと。(自治法第6条の2第3項関係)
- ④ 都道府県の合併の処分があったときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならないものとされたこと。(自治法第6条の2第4項関係)
- ⑤ 都道府県の合併の処分は、④の告示によりその効力を生ずるものとされたこと。(自治法第6条の2第5項関係)

(3) 都道府県の合併の場合の都道府県議会の議員の定数に関する事項

(2)により、都道府県の合併の処分が行われた場合における都道府県議会の議員の定数を定める手続規定については、以下のとおり改正されたこと。

- ① 都道府県の合併の処分により、著しく人口の増加があった都道府県においては、議員の任期中においても、議員の定数を増加することができるものとされたこと。(自治法第90条第5項関係)
  - ② 都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下「設置関係都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならないものとされたこと。(自治法第90条第6項関係)
  - ③ 新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならないものとされたこと。(自治法第90条第7項関係)
  - ④ ③により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、当該都道府県の条例により定められたものとみなすものとされたこと。(自治法第90条第8項関係)
  - ⑤ ②の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならないものとされたこと。(自治法第90条第9項関係)
- (4) 都道府県の合併の場合の国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

(2)により、都道府県の合併の処分が行われた場合における国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、以下のとおりとされたこと。

- ① (2)①による都道府県の廃置分合があっても、衆議院(比例代表選出)議員

の選挙区は、なお従前の区域によるものとされたこと。(改正自治法附則第3条関係)

- ② (2)①による都道府県の廃置分合があっても、参議院(選挙区選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、なお従前の例によるものとされたこと。(改正自治法附則第3条関係)

## 2 議会の定例会に関する事項

普通地方公共団体の議会の定例会の回数に係る制限が撤廃され、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならないものとされたこと。(自治法第102条第2項関係)

## 3 収入役に関する事項

政令で定める市は、条例で収入役を置かず市長又は助役をしてその事務を兼掌させることができるものとされたこと。(自治法第168条第2項ただし書関係)

## 4 地域自治区に関する事項

### (1) 地域自治区の設置

- ① 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができるものとされたこと。(自治法第202条の4第1項関係)
- ② 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定めるものとされたこと。(自治法第202条の4第2項関係)
- ③ 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てるものとされたこと。(自治法第202条の4第3項関係)

### (2) 地域協議会の設置及び構成員

- ① 地域自治区に、地域協議会を置くものとされたこと。(自治法第202条の5第1項関係)
- ② 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任するものとされたこと。(自治法第202条の5第2項関係)
- ③ 市町村長は、地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないものとされたこと。この場合において、公平性、手続の透明性及び住民の実質的参画に十分配慮する必要があること。(自治法第202条の5第3項関係)
- ④ 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とされたこと。(自治法第202条の5第4項関係)
- ⑤ 地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができるものとされたこと。なお、地域自治区に置かれる地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員は、原則として無報酬とする

ことを基本とされたいこと。(自治法第202条の5第5項関係)

(3) 地域協議会の会長及び副会長

- ① 地域協議会に、会長及び副会長を置くものとされたこと。(自治法第202条の6第1項関係)
- ② 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定めるものとされたこと。(自治法第202条の6第2項関係)
- ③ 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期によるものとされたこと。(自治法第202条の6第3項関係)
- ④ 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表するものとされたこと。(自治法第202条の6第4項関係)
- ⑤ 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理するものとされたこと。(自治法第202条の6第5項関係)

(4) 地域協議会の権限

- ① 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができるものとされたこと。(自治法第202条の7第1項関係)
  - ア 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
  - イ アのほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - ウ 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- ② 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。(自治法第202条の7第2項関係)
- ③ 市町村長その他の市町村の機関は、①及び②の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならぬものとされたこと。(自治法第202条の7第3項関係)

(5) 区地域協議会

- ① 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができるものとされたこと。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができるものとされたこと。(自治法第252条の20第6項関係)
- ② 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならないものとされたこと。(自治法第252条の20第8項関係)
- ③ 区に区地域協議会を置く指定都市は、(1)の①にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができるものとされたこと。(自治法第252条の20第9項関係)

## 5 財務会計制度に関する事項

### (1) 支出命令の手続の簡素化に関する事項

普通地方公共団体の長による支出の命令について、政令の定めるところにより行うものとされたこと。(自治法第232条の4第1項関係)

### (2) 長期継続契約の対象範囲の拡大に関する事項

長期継続契約については、改正自治法による改正前の地方自治法第234条の3において規定されているもののほか、政令で定める契約を長期継続契約として締結できるものとされたこと。(自治法第234条の3関係)

## 6 条例による事務処理特例に関する事項

市町村の長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができるものとされたこと。また、市町村の長からこの要請があったときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならないものとされたこと。(自治法第252条の17の2第3項及び第4項関係)

## 7 施行期日

改正自治法は、次に掲げる日から施行するものとされたこと。(改正自治法附則第1条関係)

- ① 都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項については、平成17年4月1日から施行するものとされたこと。
- ② ①以外の事項については、公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとされたこと。

## 第2 改正特例法に関する事項

### 1 地域自治区の設置手続等の特例に関する事項

- (1) 市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区（以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。）を設けることができるものとされたこと。(市町村の合併の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第5条の5第1項関係)
- (2) 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地域自治区に関して条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとされたこと。(特例法第5条の5第2項関係)
- (3) 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区（以下「合併に係る地域自治区」という。）において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代え

- て区長を置くことができるものとされたこと。(特例法第5条の6第1項関係)
- (4) 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとされたこと。(特例法第5条の6第2項及び第14項関係)
- (5) 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとし、合併に係る地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居の表示についても、同様とするものとされたこと。(特例法第5条の7関係)

なお、今回の改正を受け、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和42年法務省民事甲第2671号、保発第39号、庁保発第22号、42食糧業第2668号(需給)、自治振第150号)について、所要の改正を行うことを予定していること。

- (6) 特定合併に係る合併市町村が設ける地域自治区についての特例

平成11年7月16日から平成17年3月31日までの間に行われた市町村の合併(以下「特定合併」という。)に係る合併市町村は、条例で、期間を定めて当該特定合併に係る合併市町村の区域の一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設けることができるものとされたこと。(特例法附則第2条の2関係)

## 2 合併特例区に関する事項

### (1) 合併特例区

合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であった地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として、合併特例区を設けることができるものとし、合併特例区は、特別地方公共団体とするものとされたこと。(特例法第5条の8及び第5条の9関係)

### (2) 合併特例区の設置

- ① 合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。(特例法第5条の10第1項関係)
- ② 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立するものとされたこと。(特例法第5条の10第3項関係)
- ③ 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時に当該合併特例区が承継するものとする

ができるものとされたこと。(特例法第5条の11関係)

(3) 合併特例区の権能

合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定める事務を処理するものとされたこと。(特例法第5条の12関係)

なお、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除くほか、法令により市町村に処理義務が課されている事務や市町村にのみ処理権能が認められている事務は処理することはできないものであること。

また、合併特例区には議会や各種行政委員会が設置されないことから、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除き、議会の議決や条例の制定を必要とする事務や行政委員会の所掌事務を処理することはできないものであること。

(4) 合併特例区の規約

① 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならないものとされたこと。(特例法第5条の13第1項関係)

ア 合併特例区の名称

イ 合併特例区の区域

ウ 合併特例区の設置期間

エ 合併特例区の処理する事務

オ 公の施設の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地

カ 合併特例区の事務所の位置

キ 合併特例区の長の任期

ク 合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期

ケ 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

コ 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

② ウの設置期間は、当該合併特例区がエの事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、5年を超えることができないものとされたこと。(特例法第5条の13第2項関係)

③ 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によって定め、合併市町村にあつては、議会の議決を経なければならないものとし、合併特例区にあつては、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとし、①のア、カ又はケに掲げる事項その他政令で定める事項のみに係る合併特例区の規約の変更を除き、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。(特例法第5条の14関係)

(5) 合併特例区の長

① 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村

の長が選任するものとされたこと。(特例法第5条の15第1項関係)

- ② 合併特例区の長の任期は、2年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。(特例法第5条の15第2項関係)
- ③ 合併特例区の長は、合併市町村の助役と兼ねることができるものとされたこと。(特例法第5条の15第3項関係)
- ④ 合併特例区の長は、当該合併特例区の区域を所管区域とする支所若しくは出張所又は指定都市の区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができるものとされたこと。(特例法第5条の15第4項関係)
- ⑤ 合併特例区の長の職は、特別職とするものとされたこと。(特例法第5条の15第7項関係)
- ⑥ 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理するものとされたこと。(特例法第5条の16第1項関係)
- ⑦ 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができるものとされたこと。(特例法第5条の16第5項関係)

(6) 合併特例区協議会の設置及び構成員

- ① 合併特例区に、合併特例区協議会を置くものとされたこと。(特例法第5条の18第1項関係)
- ② 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任するものとされたこと。(特例法第5条の18第2項関係)
- ③ ②の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならないものとされたこと。(特例法第5条の18第3項関係)
- ④ 合併特例区協議会の構成員の任期は、2年以内において規約で定める期間とするものとされたこと。(特例法第5条の18第4項関係)
- ⑤ 合併特例区協議会の構成員には、報酬を支給しないこととすることができるものとされたこと。(特例法第5条の18第6項関係)

(7) 合併特例区協議会の会長及び副会長

- ① 合併特例区協議会に会長及び副会長を置くものとし、その選任及び解任の方法は、規約で定め、その任期は、合併特例区協議会の構成員の任期によるものとされたこと。(特例法第5条の19第1項～第3項関係)
- ② 合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特例区協議会を代表するものとされたこと。(特例法第5条の19第4項関係)

(8) 合併特例区協議会の権限

- ① 合併特例区協議会は、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、合併市町村の長その他

の機関又は合併特例区の長に意見を述べる事ができるものとされたこと。  
(特例法第5条の20第1項関係)

② 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないものとされたこと。(特例法第5条の20第2項関係)

③ 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、①又は②の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならぬものとされたこと。(特例法第5条の20第3項関係)

(9) 合併特例区の職員

合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずるものとされたこと。(特例法第5条の22関係)

(10) 合併特例区の休日

合併特例区の休日は、合併特例区規則で定めるものとされたこと。(特例法第5条の23関係)

(11) 合併特例区の予算

① 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならないものとされたこと。(特例法第5条の24第1項関係)

② 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成することができるものとし、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成することができるものとされたこと。(特例法第5条の24第2項及び第3項関係)

③ 合併特例区の長は、予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならないものとし、合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならないものとされたこと。(特例法第5条の24第5項及び第6項関係)

(12) 長期借入金等の禁止

合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができないものとされたこと。(特例法第5条の25関係)

(13) 合併特例区の会計事務

合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行うものとする。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができるものとされたこと。(特例法第5条の26関係)

(14) 合併特例区の決算

合併特例区の長は、毎会計年度、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付し、監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならないものとされたこと。(特例法第5条の27関係)

(15) 合併特例区に対する財源措置

合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとされたこと。(特例法第5条の28関係)

(16) 合併特例区の公の施設

合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができるものとし、公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならないものとされたこと。(特例法第5条の30項関係)

なお、例えば学校、公立図書館、市町村道、下水道等設置主体が個別法において制限されている公の施設を合併特例区は設置することはできないことに留意すること。

(17) 合併特例区の財産の処分等の制限

合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならないものとされたこと。(特例法第5条の31関係)

- ① 合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合
- ② 財産を信託する場合
- ③ ①及び②に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

(18) 報告等

- ① 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができるものとされたこと。(特例法第5条32第1項関係)
- ② 合併市町村の長は、合併特例区の実務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるものとされたこと。(特例法第5条の32第2項関係)

(19) 合併特例区の監査

合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の実務を監査するものとされたこと。(特例法第5条の33関係)

(20) 合併特例区の解散

- ① 合併特例区は、設置期間の満了により解散すること。この場合において、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切の権利義務を承継するものとされたこと。(第5条の34第1項関係)
- ② 合併特例区は、①の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合に解散するものとする。この場合における合併特例区の権利義務の承継については、政令で定めるものとすること。(特例法第5条の34第2項関係)

(21) 合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則等

合併特例区協議会の同意又は合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則について定めるものとされたこと。(特例法第5条の35及び第5条の36関係)

(22) 住居表示に関する特例

合併特例区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併特例区の名称を冠するものとし、合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとされたこと。(特例法第5条の37関係)

なお、今回の改正を受け、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和42年法務省民事甲第2671号、保発第39号、庁保発第22号、42食糧業第2668号(需給)、自治振第150号)について、所要の改正を行うことを予定していること。

(23) 合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例

合併特例区を設けている市町村において地域自治区を設ける場合には、合併特例区を設けている区域については、地域自治区を設けないことができるものとされたこと。(特例法第5条の38関係)

(24) 市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に地域審議会が置かれている場合、合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会又は当該合併特例区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならないとされたこと。(特例法第5条関係)

(25) 特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区についての特例

特定合併に係る合併市町村は、定款で、期間を定めて当該特定合併に係る合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、当該特定合併に係る一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として合併特例区を設けることができるものとされたこと。(特例法附則第2条の3関係)

3 一部事務組合等の特例に関する事項

(1) 第9条の2関係

合併関係市町村と合併関係市町村以外の地方公共団体と一部事務組合又は広域連合を組織している場合に、改正前の第9条の2の特例を適用することができることとされたこと。(特例法第9条の2関係)

(2) 第9条の3関係

① 市町村の合併の日の前日において、すべての合併関係市町村が合併関係市町村以外の地方公共団体と同一の一部事務組合又は広域連合を組織している場合においては、当該市町村の合併の日から当該一部事務組合又は当該広域連合の規約が変更される日(変更されない場合は6月を経過する日)までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該合併関係市町村

以外の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連合は、合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うものとされたこと。(特例法第9条の3第1項関係)

- ② ①の場合における議員の定数及び経費の分賦金に関する一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用について、必要な措置を講ずるものとされたこと。

(特例法第9条の3第2項及び第3項関係)

- ③ ①及び②の規定は、次に掲げる場合には、適用しないこととされたこと。

(特例法第9条の3第4項関係)

ア 第9条の2第1項の規定により市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とする場合

イ (3)の規定により通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日(その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日)又は市町村の合併の日から起算して30日前の日のうちいずれか遅い日までに、当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に①の規定の適用について異議の申出があった場合。

なお、当該異議の申出については、自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、当該地方公共団体の議会の議決が必要であることに留意されたい。

ウ 市町村の合併の日前に地方自治法の規定により当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該一部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であって合併関係市町村に係るものが行われた場合

- ④ ③イの異議の申出があった場合には、一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体(当該異議の申出をした地方公共団体を除く。)の長に通知しなければならないこととされたこと。(特例法第9条の3第5項関係)

- ⑤ ②に定めるもののほか、①の場合における一部事務組合又は広域連合の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定めることとされたこと。(第9条の3第6項関係)

### (3) 第9条の4関係

合併関係市町村は、合併関係市町村以外の地方公共団体と一部事務組合又は広域連合を組織している場合において、市町村の合併についての申請を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広域連合の長に通知し、通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、直ちに、その旨を他の地方公共団体に通知しなければならないものとされたこと。(特例法第9条の4関係)

- (4) 上記特例の適切な活用等により、市町村合併の進捗に伴う、一部事務組合等の規約変更等の手続きについて、遺漏ないように十分に配慮されたい。

## 4 経過措置に関する事項

平成17年3月31日までに申請がなされた市町村の合併については、特例法は、同日後もなおその効力を有するが、平成18年3月31日までに当該申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、効力を有しないものとされたこと。  
(改正特例法附則第2条第2項及び第3項関係)

## 5 施行期日等

### (1) 施行期日

改正特例法は、次に掲げる日から施行することとされたこと。(改正特例法附則第1条関係)

- ① 合併特例区及び地域自治区の設置手続等の特例に関する事項 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
- ② 一部事務組合等の特例に関する事項 改正特例法の公布の日(平成16年5月26日)
- ③ 特例法の経過措置に関する事項 改正特例法の公布の日(平成16年5月26日)

### (2) 改正特例法の経過措置に関する事項

改正特例法による改正後の特例法第9条の3の規定は、平成16年7月25日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前に行われた市町村の合併については、なお従前の例によるものとされたこと(改正特例法附則第2条関係)。